



参考資料

- ・関係法令の抜粋
- ・由義寺跡に関する参考文献





関係法令の抜粋

①文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日第 214 号 最終改正：平成 30 年法律第 42 号）

（滅失、き損等）

第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事實を知つた日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（指定）

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前 2 項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

（管理団体による管理及び復旧）

第 113 条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がいか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

（所有者による管理及び復旧）

第 119 条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第 192 条の 2 第 1 項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者（以下この章及び第 187 条第 1 項第 3 号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第 31 条第 3 項の規定を準用する。

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第 125 条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

（復旧の届出等）



第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第 129 条の 2 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第 2 号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第 1 項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第 183 条の 2 第 1 項に規定する文化財保存活用大綱又は第 183 条の 5 第 1 項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第 129 条の 3 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更の許可の特例)

第 129 条の 4 第 129 条の 2 第 3 項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第 4 項の認定（前条第 1 項の変更の認定を含む。以下この章及び第 153 条第 2 項第 23 号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第 125 条第 1 項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第 129 条の 5 文化庁長官は、第 129 条の 2 第 4 項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第 129 条の 7 において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取り消し)

第 129 条の 6 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第 129 条の 2 第 4 項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第 129 条の 7 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

②文化財保護法施行令（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号 最終改正：平成 31 年政令第 18 号）

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第 5 条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第 115 条第 1 項）に規定する管理団体（以下この条及び次条第 2 項第 1 号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第 2 項第 1 号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条第 1 項並びに同条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項及び第 4 項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 2 年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第115条第一項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第7項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第2項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第4項第1号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

③文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成12年4月28日文部大臣裁定）

3 令第5条第4項第1号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ①小規模建築物に附隨する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附屬して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

④特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号 最終改正:平成27年12月21日文部科学省令第36号)

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするととき。



三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項第1号 ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

⑤特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和43年12月26日文部省令第31号 最終改正:平成17年3月28日文部科学省令第11号)

(復旧の届出)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。（以下略）

(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

⑥史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号 最終改正:平成27年9月11日文部科学省令第30号)

(標識)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第115条第1項（法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日
- 3 第1項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第2号から第4号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第2号に掲げる事項は裏面に前項第3号及び第4号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第2条 法第115条第1項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第3条 前条第1項第4号又は第5号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

- 第4条 法第115条第1項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。
- 2 前項の境界標は、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とするものとする。
- 3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第5条 第1条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。



【由義寺に関する主な参考文献】

- 山本博 1971『竜田越』
- 足利健亮 1986「由義京の宮城及び京城考」『長岡京古文化論叢』
- 八尾市史編集委員会編 1988『八尾市史（前近代編）本文編』
- 大阪府史編集専門委員会編 1990『大阪府史 第2巻 古代編II』
- 八尾市教育委員会編 1976『東弓削遺跡』八尾市文化財調査報告3
- 高松寿夫 2002「由義宮歌垣の歌謡」『萬葉』第182号
- (財)八尾市文化財調査研究会 2008『やおの古代ーくらしといのりー』平成20年度秋季企画展
- 松村翔太 2011「忘れられた西京ー称徳・道鏡と由義宮の五年史ー」『帝塚山大学考古学研究所研究報告XIII』
- 瀧浪貞子 2013『奈良朝の政変と道鏡』吉川弘文館
- 八尾市史編纂室編 2015『新版八尾の歴史－2万年のストーリー』
- 八尾市教育委員会編 2016『八尾市内遺跡平成27年度発掘調査報告書』八尾市文化財調査報告77
- (公財)八尾市文化財調査研究会 2016『やおの古代ー古代集落の成立とくらしー』平成28年度秋季企画展
- 道斎・藤井淳弘 2017「由義寺跡 塔基壇の発見」『大阪春秋』第168号
- 原田昌則 2017「西京（由義宮）の残影」『塚口義信博士古希記念 日本古代学論叢』
- 八尾市教育委員会編 2017『八尾市内遺跡平成28年度発掘調査報告書』八尾市文化財調査報告78
- 大阪府立狭山池博物館編 2017『蓮華の花咲く風景－仏教伝来期の河内と大和－』
- (公財)八尾市文化財調査研究会 2017『平成28年度(公財)八尾市文化財調査研究会事業報告』
- 網 伸也 2018「同范・同文瓦から由義寺の造営実態に迫る」『地より湧出した難波の大伽藍－四天王寺の考古学－』平成30年春季名宝展・四天王寺勸学部
- 八尾市史編纂委員会編 2017『新版八尾市史 考古編1』
- 八尾市教育委員会編 2018『由義寺の塔の物語－道鏡と称徳天皇が歩んだ10年－』
- 2018『大阪府八尾市所在 由義寺跡 遺構確認調査報告書－塔基壇の調査－』八尾市文化財調査報告82
- 八尾市教育委員会編 2019『国史跡由義寺跡第1次発掘調査概報』八尾市文化財調査報告84
- 2019『幻の由義寺発見－称徳天皇と道鏡が夢見た風景－「由義寺跡」国史跡指定記念シンポジウム記録集』八尾市文化財紀要18
- 樋口薰 2019「由義寺と安芸国分寺－一枚の軒平瓦で結ばれた二つの古代寺院－」『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』第30号
- 八尾市立歴史民俗資料館 2019『由義寺 発見！－国史跡指定記念－』令和元年度特別展
- 八尾市史編纂委員会編 2020『新版八尾市史 考古編2』
- 安村俊史 2020「由義宮」『講座 畿内の古代学 第III巻 王宮と王都』雄山閣



大阪府八尾市

史跡由義寺跡 史跡保存活用計画

発行日 令和3年（2021）3月31日

編集・発行 八尾市教育委員会 教育総務部 文化財課
〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号
TEL 072-924-8555

印刷 有限会社 ぷりんと工房ヒロノ

八尾市刊行物番号 R2-212



